

高周波加熱装置伝送設備の設計と
開発試験業務に係る労働者派遣契約

仕様書

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

那珂フュージョン科学技術研究

ITER プロジェクト部 RF 加熱開発グループ

1. 件名

高周波加熱装置伝送設備の設計と開発試験業務に係る労働者派遣契約

2. 目的

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「QST」という。）では、核融合研究を行うために必要な高周波加熱装置伝送設備の開発と試験を進めている。

本仕様書は、この開発試験に係る作業及びこれらに付随する業務に従事する労働者の派遣について定めたものである。

3. 業務内容

本業務に係る作業は、RF加熱開発グループ（本項においては、以下「当グループ」という。）所掌の以下の試験装置、作業エリア（放射線管理区域を含む。）にて実施されるものである。

- ① JT-60 高周波加熱装置の設置エリア
- ② JT-60 付属実験棟

具体的な作業は、以下のとおり。

(1) 高周波加熱装置に係る各種開発試験及び運転

当グループが有する高周波加熱装置の開発試験及び運転を実施するものである。特に電力高周波を用いた、導波管機器・ランチャー及び関連する制御設備の開発試験及び運転を行う。

- ① 高周波加熱装置に関連する装置の運転開始前後の点検作業、運転及び運転データ収集
- ② 計測機器（真空、電流電圧、周波数、磁場、温度等）による計測
- ③ 試験で取得したデータの整理・電子化作業
- ④ 試験装置の不具合発生時、復旧に向けた作業に従事すること
- ⑤ 試験装置の保守点検補助作業
- ⑥ 開発試験及び運転中の周辺の状況確認、監視及び作業記録

(2) 高周波加熱装置開発試験における機器組立作業

当グループが有する高周波加熱装置の導波管機器・ランチャー及び関連する制御設備の組立作業に係るものである。

- ① 試験機器組立作業手順の検討及び作業手順書の作成
- ② 試験機器組立作業

- ③試験用計測機器（真空、電流電圧、周波数、磁場、温度等）の据付作業
 - ④QST 職員が実施する組立作業工程管理
 - ⑤試験装置の不具合発生時、復旧に向けた作業に従事すること
 - ⑥機器組み立て作業中の周辺の状況確認、監視及び作業記録
- (3) 高周波加熱装置開発における設計、図面作成作業
- 当グループが有する高周波加熱装置の導波管機器・ランチャー及び関連する制御設備の CAD による設計、図面作成を行う。
- ①CAD を用いた高周波加熱装置の機器設計検討と図面作成
 - ②CAD を用いた高周波加熱装置の配置設計検討と図面作成
 - ③QST 職員が実施する設計作業工程管理
 - ④設計用機器の不具合発生時、復旧に向けた作業に従事すること。
- (4) その他付随的業務
- 上記（1）から（3）に関連する業務で、派遣労働者の業務場所において自他に関わりなく派遣労働者の業務とされているもの。

4. 必要な要件

- (1) 試験機器・装置等の設計及びそれらの機器を使用した研究開発を行うために必要な、高周波技術及び高電圧大電力電源の技術に関する知見・技術力を有すること。
- (2) 研究開発業務安全かつ効率的に実施するために必要な、下記の特別教育・技能講習（又はその内容を内包する、より上位かつ高度な教育・講習）を受講済みであること。

電気取扱業務（高圧・特別高圧）、玉掛技能講習、足場の組立て等作業主任者、フォークリフト運転技能講習、小型移動式クレーン運転技能講習（5t 未満）、第 2 種酸素欠乏危険作業主任者、有機溶剤作業主任者、特定化学物質作業主任者
- (3) 研究開発業務効果的かつ円滑に実施するために必要な、下記の資格・免許（又はその内容を内包する、より上位かつ高度な資格・免許）を有すること。

危険物取扱者（乙種第 4 類）、クレーン運転士（5t 以上）
- (4) 設計に必要な CAD の操作に習熟し、特に CATIA を用いた作図に 3 年以上の実務経験を有すること。CATIA 基本コース、CATIA V5 アセンブリデザインコース（又はその内容を内包する、より上位かつ高度な講習）を受講済みであること。

- (5) 上記業務に必要な設計、開発に係る計算機プログラムの作成、取扱いに係る技術と知識を有すること。
- (6) 上記業務を遂行する上で必要となる事務系パソコンソフト（MS-Word 及び MS-Excel）を用いて文書を作成することが可能なこと。
- (7) 研究開発を実施する場所には放射線管理区域が含まれることから、放射線作業従事者として作業を行うことが可能なこと。
- (8) 業務を遂行する上で必要な意思疎通を日本語で行うことが可能なこと。

5. 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

役職なし

6. 就業場所

QST 那珂フュージョン科学技術研究所
ITER プロジェクト部 RF 加熱開発グループ

住所：茨城県那珂市向山 801 番地 1

ただし、QST が認める場合は必要に応じて派遣労働者の自宅等

電話：029-210-2729

7. 組織単位

那珂フュージョン科学技術研究所
ITER プロジェクト部 RF 加熱開発グループ

8. 指揮命令者

那珂フュージョン科学技術研究所
ITER プロジェクト部 RF 加熱開発グループリーダー

9. 派遣期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

10. 就業日

土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、その他 QST が指定する日（以下「休日」という。）を除く毎日。
ただし、QST の業務の都合により、休日労働を行わせることがある。
なお、休日労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

1 1. 就業時間及び休憩時間

(1) 就業時間： 9:00 ~ 17:30 (休憩時間 60 分を含む。)

(2) 休憩時間： 12:00 ~ 13:00

ただし、業務の状況に応じて時差出勤を命ずる場合があるため、派遣元の就業規則において以下の時間帯での時差出勤が可能であること。

i) 8:00~16:30 (うち 12:00~13:00 は休憩時間とする)

ii) 14:00~22:30 (うち 18:00~19:00 は休憩時間とする)

必要に応じ、業務時間外であっても業務を実施する場合がある。

なお、業務時間外の労働の対価は、別途精算払いを行う。

派遣労働者が在宅勤務をする場合には、原則として就業時間外勤務及び出張・外勤を認めない。

1 2. 派遣先責任者

QST 那珂フュージョン科学技術研究所 管理部 庶務課長

1 3. 人員 1名

(派遣労働者が不測の事態により業務に従事できず、業務に支障を及ぼすと認められる場合は、交代要員を配置させるなど、QST 職員と協議の上、必要な処置を講じること。)

1 4. 派遣労働者を派遣元における無期雇用者又は 60 歳以上の者に限定するか否かの別：

派遣労働者を「無期雇用派遣労働者、60歳以上の者いずれにも限定しない」。

1 5. 服務等

一般健康診断については、派遣元が負担すること。

特殊健康診断については、QST が負担する。

在宅勤務において、通信費・水道光熱費その他費用については派遣元又は派遣労働者の負担とする。

1 6. 提出書類

派遣労働者決定後、下記の書類のうち (1) ~ (5) については「指揮命令者」及び「派遣先責任者」(人事担当課) へ各 1 部、(6) については契約担当課へ速やかに提出すること。

(1) 派遣元の時間外休日勤務協定書 (写) (契約後)

- (2) 派遣元責任者の所属、氏名、電話番号（契約後及び変更の都度速やかに）
- (3) 派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書（契約後及び変更の都度速やかに）
- (4) 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類（契約後及び変更の都度速やかに）
- (5) 仕様書「4. 必要な要件」に定める資格要件等を有することを証明する資料（契約後及び変更の都度速やかに）
- (6) その他契約上必要となる書類

※上記（1）の書類は、派遣契約開始日において有効なものに限る。人事担当課へ提出後に協定の有効期間が更新された場合、あるいは契約期間中に協定に変更が生じた場合はその写しを人事担当課へ速やかに提出すること。

※上記（3）の書類には、派遣する労働者の氏名、及び性別の記載を含むこと（派遣する労働者が45歳以上である場合はその旨（60歳以上の場合はその旨）、18歳未満である場合にあっては、年齢を記載すること。）また、派遣する労働者についての健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格取得届の提出の有無に関する記載及び派遣元において無期雇用であるか否かの別、協定対象派遣労働者に限定するか否かの別についての記載を含むこと。

※上記（4）における書類とは、派遣労働者を派遣する時点において、当該派遣労働者が各保険に加入していることを確認できるものであり、次のとおりとする。

- ・健康保険加入を証する書類として、資格確認書又は健康保険・厚生年金保険者標準報酬決定通知書等
- ・厚生年金保険加入を証する書類として、健康保険・厚生年金保険者標準報酬決定通知書等
- ・雇用保険加入を証する書類として、被保険者証等

これらの書類は写しを提出するか、又は人事担当課へ写しを提示することとする（届出日付又は取得日付以外の不要な個人情報は黒塗りとする）。派遣労働者が変更になった場合は、同書類を速やかに人事担当課へ提出又は提示すること。

17. 検査条件

毎月履行完了後、QST 職員が、所定の要件を満たしていることを確認したことをもって検査合格とする。

18. その他

- (1) 派遣期間終了後、派遣労働者を直接雇用する場合は、事前に派遣元に通知するものとする。
- (2) QST の業務の都合により本仕様書に定める業務場所以外（海外を含む。）での出張等を命ずることがある。この場合の出張旅費等について、別途精算払いを行う。
- (3) 派遣元は、QST が量子科学技術の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会に求められていることを認識し、QST の規程等を遵守し安全性に配慮して業務を遂行し得る能力を有する者を従事させること。
- (4) 派遣元は、派遣労働者に欠務が生じるときは直ちに QST に連絡するものとし、欠務減額するか又は交代要員を派遣するかを QST と協議し、その指示に従うこと。
- (5) 派遣元は、派遣労働者が放射線作業従事者として登録するために必要な教育（就業後 QST が実施すべき科目を除く。）を受講させること。
- (6) 派遣労働者が在宅勤務をする場合、QST の情報セキュリティ管理規程、情報セキュリティ対策基準その他関連規程に定める内容を遵守すること。

また、特に次の事項に注意しなければならない。

- ① 在宅勤務の際に作成した成果物等を、QST 外の者が閲覧、コピー等しないよう最大の注意を払うこと。
 - ② ①に定める成果物等は紛失、毀損しないように厳格に取り扱い、確実な方法で保管及び管理すること。
- (7) 本契約に関する関係者や派遣労働者に外国人が含まれ、那珂研究所に入構する予定がある場合は、速やかに QST に連絡すること。入構許可を有していない場合は、入構手続きを行い、那珂研究所の入構許可が下りたことを確認して入構すること。外国人の入構手続きについて、手続き開始後、許可が下りるまで通常 1 週間程度を要する。

19. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出書類（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

20. 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、QSTと協議のうえ、その決定に従うものとする。

以上